

## 災害用伝言サービス

災害用伝言サービスを用いて、家族間や知人間などの、安否の確認連絡に活用できます。

- ◆ 災害用伝言ダイヤル「171」  
「171」にダイヤルし、ガイダンスにしたがって録音または再生することができます。  
171 + 録音「1」/再生「2」+ 被災した方の電話番号（市外局番から）  
※録音時間は、1回の伝言で30秒以内です。
- ◆ 災害用伝言板  
被災した方が伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして伝言を確認できます。  
※登録する場合は、各社携帯電話会社から災害用伝言板にアクセスし、現在の状態の選択、コメントの入力の上、登録してください。確認する場合は、安否を確認したい方の携帯電話番号を検索し、伝言を確認してください。  
※登録できる文字数は、1回の伝言で100字以内です。
- ◆ 災害用伝言板 web171  
PC、携帯電話から電話番号を入力して安否情報を登録・確認できます。  
※災害用伝言板 web171 にアクセスし、電話番号を入力し、伝言の登録または確認してください。

## 災害・防災情報の収集

- ◆ 緊急速報メール（エリアメール）  
株式会社 NTT ドコモが提供する緊急速報「エリアメール」、KDDI 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社が提供する「緊急速報メール」で、避難指示などの重要な緊急情報を町エリア内の対応携帯電話に向け配信します。
- ◆ 気象情報・防災情報ホームページ紹介
  - ・国土交通省（防災情報提供センター）<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>
  - ・国土交通省（川の防災情報）<http://www.river.go.jp/>
  - ・気象庁 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>
  - ・埼玉県（防災ポータルサイト）<https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/anzen/index.html>
  - ・埼玉県（川の防災情報）<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kawanobousai.html>
  - ・滑川町 <https://www.town.namegawa.saitama.jp/>



滑川町マスコットキャラクター

ターナちゃん

詳細はQRコードから  
ご確認ください



### 滑川町地域防災計画 概要版

令和8年4月  
滑川町 総務政策課  
〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1  
TEL：0493-56-2211（代表）内線 127  
FAX：0493-56-2448  
E-mail：na3411103@town.namegawa.lg.jp

# 滑川町地域防災計画 概要版

令和8年4月

概要版

滑川町では、近年発生した災害の教訓を踏まえ、令和7年度に地域防災計画の見直しを行いました。

本書は、滑川町地域防災計画の中で、住民の皆さまに知っていただきたい内容を、わかりやすくまとめた概要版です。

多くの皆さまに、本町における災害対策に関心を持っていただくとともに、今後の地域防災力向上に役立てていただくことを目的として作成しています。

## 地域防災計画とは

### ① 計画の位置づけと構成

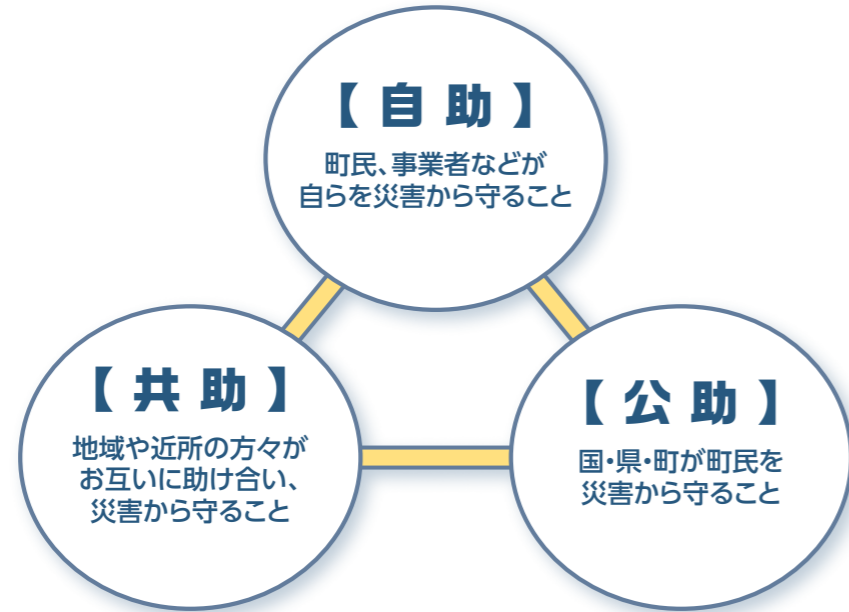
- ◆ 滑川町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、滑川町の地域にかかる災害から、町民の生命、身体、財産を保護するため、滑川町防災会議が定めるものです。
- ◆ 滑川町地域防災計画は、町の実情に即して作成する防災計画であり、町や防災関係機関等が発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定しています。
- ◆ 滑川町地域防災計画は、上位計画である、国の防災基本計画や、埼玉県地域防災計画に沿って策定されています。

本編	
第1部 総則	計画の目的や位置づけ、地域の特性、被害想定等の整理を行い、防災対策基本方針を明確にするとともに、防災関係機関の役割分担等についてまとめています。
第2部 災害予防計画	災害の発生を未然に防止するため、平素から実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画です。
第3部 風水害応急対策計画	
第4部 震災応急対策計画	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その発生を防御し、発生した場合は、その被害をできる限り軽減し、また、応急対策を行う等被害の拡大を防止する計画です。
第5部 大規模事故応急対策計画	
第6部 複合災害対策計画	
第7部 復旧復興対策計画	災害により被害を受けた各施設の原形復旧に併せて再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の被害に備える事業の対策についての計画です。
第8部 広域応援計画	首都直下地震による広域災害発生時における広域応援に備える計画です。

### 資料編

## ② 災害対応の基本方針

- ◆ 滑川町は、災害による被害を少なくする「減災」の考え方を基本とし、たとえ災害が起きても、人命を守ることを最重要事項とします。また、「自助」「共助」「公助」が一体となって、安心・安全なまちを目指します。



## 主な見直し内容

### ① 災害対策基本法等の改正を踏まえた修正

- ◆ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正
  - ・被災者支援の充実、消防防災力の充実強化 等
- ◆ 新たな防災気象情報の運用（令和8年5月29日運用開始予定）

### ② 埼玉県地域防災計画の改定および埼玉県の施策等を踏まえた修正

- ◆ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正
  - ・避難所環境の改善、避難所外避難者対策の強化等
- ◆ ジェンダー視点を踏まえた避難所の開設・運営
- ◆ 安否不明者等の氏名の公表
- ◆ 女性の視点を踏まえた防災対策等

### ③ その他の修正

- ◆ 担当部署の明確化
- ◆ 受援体制の明確化

## 災害時に町民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

### ① 日頃からの備え

#### 自助

- ◆ 食料、飲料水等の備蓄（最低3日分、できれば1週間分のローリングストック）
- ◆ 自宅や事業所の不燃化、耐震化、家具や什器の固定
- ◆ 避難先や避難路の確認（ハザードマップなどを活用）
- ◆ 避難時の集合場所や連絡方法の家族、従業員との話し合い
- ◆ 緊急地震速報やエリアメールの活用、町の「防災メール配信サービス」、町公式LINEの登録

#### 共助

- ◆ 自治会や自主防災組織への加入
- ◆ 地域の防災訓練・防災活動の実施や参加（消火器使用方法の習得、避難所運営、周囲の高齢者などの確認）
- ◆ 近隣への声かけ

### ② 災害のおそれがある時（事前準備）

- ◆ 気象情報・町からの情報に注意
- ◆ 風水害への備え
  - ・トタン屋根やブロック塀等の補強
  - ・排水溝のゴミ等の除去
- ◆ 近隣に住む要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦等）への声かけ

### ③ 災害が発生した時

- ◆ 地震の場合は、まず自分の身を守る
  - ・丈夫な机やテーブルの下などに隠れ、揺れがおさまったら安全を確認して安全な場所へ避難
- ◆ 火災が発生したら初期消火
- ◆ 被災者がいたら地域で協力して救出
  - ・大声での救出作業の呼びかけ
- ◆ 負傷者が出たら応急手当
  - ・傷口の消毒、止血などの応急手当
  - ・軽傷者は地域住民で最寄りの救護所へ搬送、重傷者は消防機関等へ通報

### ④ 避難をする時

- ◆ 自治会単位で安全な避難所へ
  - ・家族・知人、近隣住民との団体行動の実施
- ◆ 避難行動要支援者等の手助け
  - ・地域住民との協力による避難行動要支援者の安全確認

### ⑤ 避難生活をする時

- ◆ 避難者による自主運営の実施
  - ・避難生活が長期化することを見据え、避難所運営の代表者の選出及び避難者同士の役割分担を協議
  - ・避難所となる施設の職員、ボランティアとの話し合いや連携の的確な実施
- ◆ 要配慮者等への支援
  - ・食料の供給や各種情報の伝達、避難所内の移動などの援助